

証文

松平右近将監領内上野国館林へ
從「江戸」**鉄砲拾挺**、玉目三匁五分差遣
申候、御関所無「相違」御通可「被」下候、
為「後日」仍如件

松平右近将監家老

享保辛丑年十一月十九日 小沢頼母

㊦

尾関隼人

㊦

新郷川俣御関所

御番衆中

・鉄砲改め

享保十三年（一七二八）将軍吉宗の日光社参を契機に川俣関所での鉄砲改めが始まった。
六挺以上は領主発行の証文、それ以下は家老の証文、十挺以上、玉目二十匁以上は幕府
老中の証文が必要だった。

この証文は家老二人の連名になっている。



利根川



【注釈】

・松平右近将監・館林藩主 松平清武
・玉目・鉄砲の玉の重さ
・新郷川俣御関所・利根川右岸、武蔵国側に設置された関所。
代々忍藩が管理し、日常の通行改めは四人の定番が交代で勤めた。
この関所は川固めの関所としても機能し、利根川を上下する通船の監視も行っていた。

課題文書2 鉄道開業にあたっての町触書き下し文

今般、東京・横浜の間、**鉄道落成**、不日運転相開候に付ては、萬一**汽車発進**中に、線路遮行或は彷徨、又は荷物落遺有^レ之候ては、其者之損傷のみならず、氣車之障碍無数、乗車之人命に關涉致し候間
以来は線上横切道に**汽車**近付を見受候はば、暫時待合、通車後、往來可^レ致、且、連日数度通車往復之儀に候間、老人・小兒其外共、此旨篤と相心得、線路は勿論横切道、辻々に致^レ揭示^レ置候制札之趣、厚相守、自他之危害不^レ生様可^レ致事

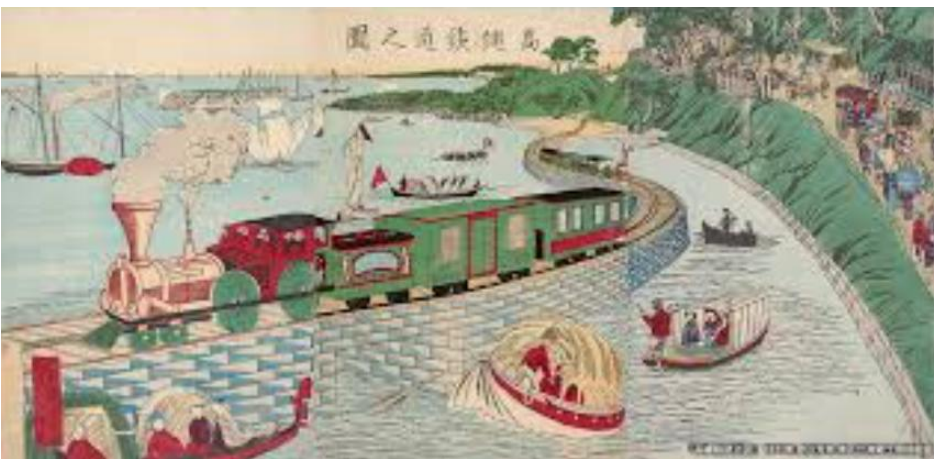
壬申五月四日

読み下し文

今般、東京・横浜の間、鉄道落成、不日運転相開き候に付ては、萬一**汽車進**発中に、線路遮行或は彷徨、又は荷物落遺これあり候ては、其者の損傷のみならず、汽車の障碍無数、乗車の人命に關涉致し候間、以来は線上横切道に氣車近かつくを見受け候はば、暫時待ち合せ、通車後、往來致すべし。且つ連日数度通車往復の儀に候間、老人・小兒其外共、此旨篤と相心得、線路は勿論、横切道、辻々に揭示置き候制札の趣、厚く相守り、自他の危害生ぜざる様致すべき事

注釈

- ・不日：間もなく、近日
- ・障碍：障害
- ・線上横切道：後に踏切（道）と呼ばれる。
- ・壬申：明治五年（一八七二）



乍^レ恐以^二書付^一奉^二願上^一候

青山九八郎様御支配所

越後国三島郡石地村

大工 船藏

松平肥後守御預り所

越後国魚沼郡仙石村

桶師 秀吉

右之者共、当七月中奉^二願上^一、私方宿に渡世仕候処
猶又重年仕、渡世仕度奉^二願上^一候、何卒以^二
御慈悲を^一願之通被^二仰付^一被^二下置^一候はゞ、難^レ有
仕合に奉^レ存候、以上

上川田村

右は重内奉^二願上^一候に付、奥書印形仕

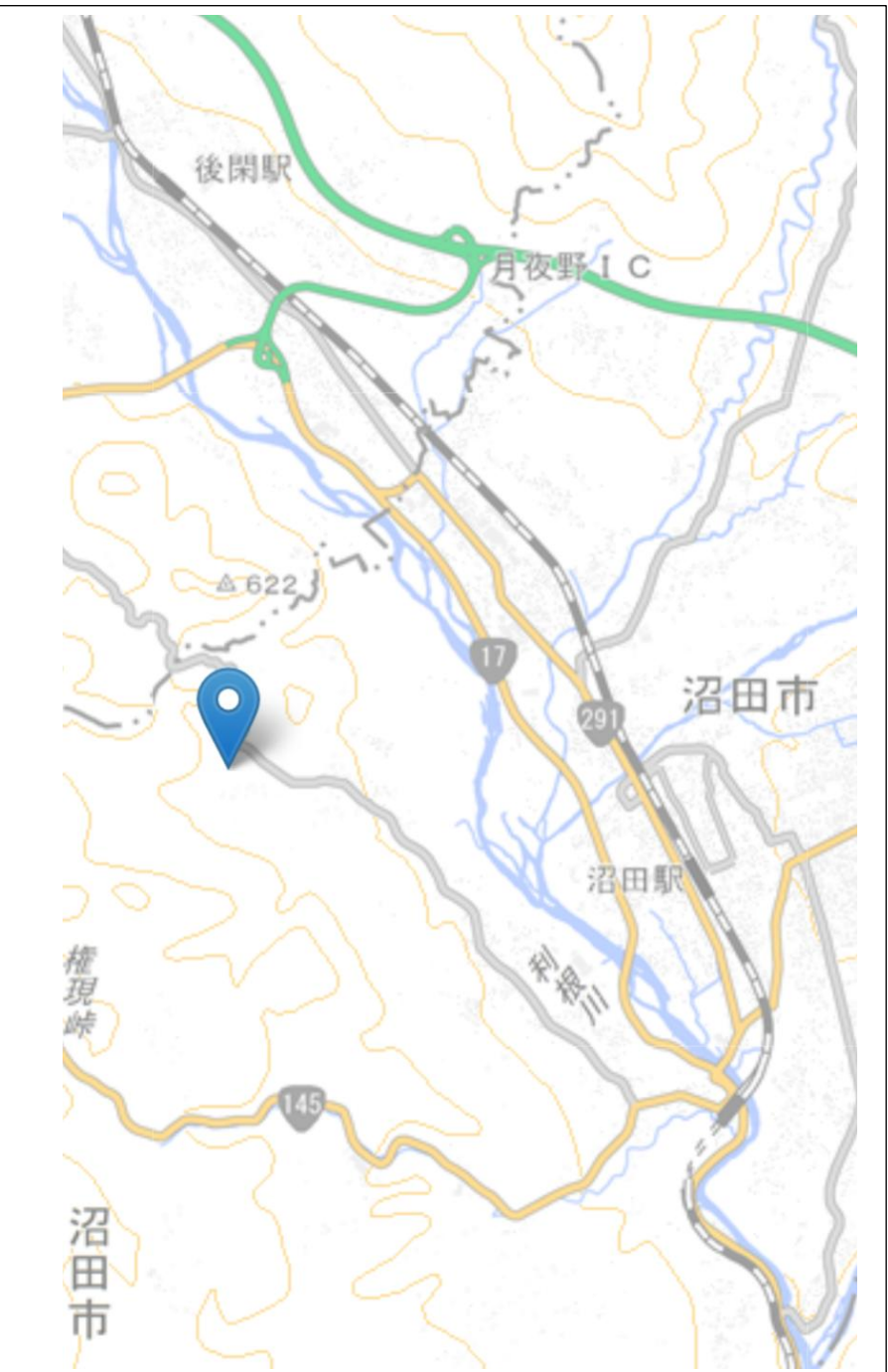
奉^二差上^一候、以上

天保十三年寅十二月 願人 重内 ㊦

地方 御役所

名主 源兵衛 ㊦

組頭幾右衛門 ㊦



注釈

- ・ 支配所…幕府代官が支配する領地
- ・ 御預か所…会津松平家管理の幕府直轄地
- ・ 宿…出稼ぎ職人の定宿
- 定宿では出稼ぎ職人が来ると沼田藩役所へ出身地と名前を届けなければならなかった。
- この文書では重内が定宿の主。
- 天保十二年、重内方には越後出身の六人の職人が逗留していたが、内四人は帰郷、大工、桶師各一人が残留することになり、この期間延長を願い出たのがこの文書である。
- 逗留が許可されると沼田材木町の大工肝煎から焼印鑑札が出された。
- ・ 上川田村…沼田市上川田
- ・ 奥書…本文の内容を保証する文

